

別紙1 施設を利用した各種催しの企画及び実施に関する業務

ステーションの設置目的を達成し、施設の利用率を高めるために、以下に掲げた事業を実施すること。また利用者のニーズに応じた講座等の各種自主事業を積極的に実施すること。

なお、次の1、2による事業の区別をし、記録（帳簿等）簿の作成をすることとする。

1 市の施策により実施する教室等（以下「指定事業」という。）

(1) ランニング教室

- ア 開催日程 年 12 回（1 回 2 時間程度を 2 日）
- イ 定員 1 回 30 名（毎回新規参加者を募る）
- ウ 講師 3 名（10 名に対し 1 名が担当）
- エ 対象 ランニング初心者
- オ コンセプト ランニング初心者、未経験者を対象とし、自分で練習できるレベルまで引き上げ、ステーションの利用及び静岡マラソンの参加に繋げる。

(2) 施設の認知度向上のためのスポーツ教室

- ア 開催日程 年 12 回（1 回 2 時間程度）
- イ 定員 1 回 20 名（毎回新規参加者を募る）
- ウ 講師 2 名（10 名に対し 1 名が担当）
- エ 対象 教室ごとに、家族、学生、勤労者及び高齢者を対象とし、それぞれ均等に実施する。
- オ コンセプト 普段運動しない人が気軽に参加したくなる教室（例：遊び、学びを絡めたウォーキング教室、四季に応じたジョギング教室）を実施し、参加者がステーションを知り、使ってもらうことで、施設の認知度向上及び新規利用者の開拓促進を図る。

指定事業は、市のスポーツ推進計画に沿った事業である。事業内容においては、教室等の内容、参加料、回数、区分等について協議し、承認を得て実施すること。また、参加者から受講料を徴収することは可能であるが、実費相当額の受講料とすること。

2 市の施策に準じて実施する教室等（以下「自主事業」という。）

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、ステーションの事業目的達成、活性化のため、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。自主事業の実施に当たっては、参加者から実費相当額を徴収することができる。

自主事業の計画においては、年度当初の事業計画に盛り込むこと。なお、年度途中で新たな事業の実施に当たっては、市と協議すること。

また、自主事業の企画・実施に当たっては、利用者の要望・意見に配慮するとともに、施設の他の利用者にも配慮すること。

なお、屋外スペースの管理については、屋外スペースの利用は広く公平に様々な団体に利用させるものとし、イベント等団体利用者のニーズに応じたスケジュール管理及びスペースの販促を行うことができる。

3 事業の引継ぎについて

令和3年4月当初から行う指定事業においては、令和2年度中に募集を行う場合がある。教室事業収入においては、令和3年4月に受講者から徴収するものとするが、事業内容においては、指定管理期間の開始までに、準備業務として前指定管理者から引き継ぐものとする。

4 著作権について

指定・自主事業等の遂行に伴い使用する音楽等において、著作権法等関係法令を遵守し、指定管理者が申請を行い、費用についても指定管理者の負担とする。